

付議案第 30 号

福岡市教育委員会職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 3 年 3 月 29 日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、令和 3 年度教育委員会組織編成等に伴い、所要の改正を行う必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正

福岡市教育委員会職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程（昭和 29 年福岡市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

第 3 条の表中「、第 4 条第 2 項」を削り、「第 2 項及び第 4 項」を「第 2 項第 2 号、第 3 項及び第 5 項」に改め、「平成 3 年福岡市達甲第 6 号」の次に「別表第 1 に掲げる職員」を、「平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 2 号」の次に「別表に掲げる職員（教育長が定める職員を除く。）又は福岡市立の学校に勤務する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 3 号）若しくは福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程（平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 5 号）の適用を受ける職員」を加え、「総務部職員課長」を「職員部服務指導課長」に、「総務部長」を「職員部長」に改める。

○福岡市教育委員会職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程（昭和29年福岡市教育委員会訓令第3号）新旧対照表

現 行			改 正 案		
第1条～第2条 (略)			第1条～第2条 (略)		
第3条 前条の規定により規程を準用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	第2条第5号	(略)	(略)	第2条第5号	(略)
<p>第2条の2第 2号、<u>第4条</u> <u>第2項</u>、第5 条第1項、<u>第</u> <u>2項及び第4</u> 項、第12条第 1項及び第3 項、第15条並 びに第20条</p>	(略)	(略)	<p>第2条の2第 2号 _____ —、第5条第 1項、<u>第2項</u> <u>第2号、第3</u> <u>項及び第5</u> 項、第12条第 1項及び第3 項、第15条並 びに第20条</p>	(略)	(略)
<p>第4条第2項</p> <p>特殊な勤務に從事する職員の勤務時間等に関する規程（平成3年福岡市達甲第6号）</p>	<p>特殊な勤務に從事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成3年福岡市教育委員会訓令第2号）</p>	<p>特殊な勤務に從事する職員の勤務時間等に関する規程（平成3年福岡市達甲第6号）<u>別表第1に掲げる職員</u></p>	<p>特殊な勤務に從事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成3年福岡市教育委員会訓令第2号）<u>別表に掲げる職員</u> (教育長が定める職員を除く。) 又は福岡市立の学校に勤務する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成3年福岡市教</p>		

現 行			改 正 案		
					<u>育委員会訓令 第3号)若し くは福岡市立 学校の教育職 員の勤務時間 等に関する規 程(平成3年 福岡市教育委 員会訓令第5 号)の適用を 受ける職員</u>
第8条第3項 及び第10条	総務企画局 人事部人事 課長	総務部職員課 長	第8条第3項 及び第10条	総務企画局 人事部人事 課長	職員部服務指 導課長
第17条第1項	(略)	(略)	第17条第1項	(略)	(略)
第19条	総務企画局 人事部長	総務部職員課 長 (部分休業, 介護休暇又は 介護時間に關 する承認の場 合は、 総務部 長)	第19条	総務企画局 人事部長	職員部服務指 導課長 (部分 休業、介護休 暇又は介護時 間に關する承 認の場合は、 職員部長)
別記様式第2 号	(略)	(略)	別記様式第2 号	(略)	(略)